

市税等の徴収猶予及び減免について  
(新型コロナウイルス感染症関連)

三次市市民部

- **市税等の徴収猶予の特例について** 1 ~ 2
- **市県民税の減免申請の場合** 3
- **法人市民税の減免申請の場合** 4
- **固定資産税・都市計画税の  
減免申請の場合** 5
- **国民健康保険税の減免申請の場合** 6
- **介護保険料の減免申請の場合** 7
- **後期高齢者医療保険料減免申請の場合** 8

## **徴収猶予の特例**

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最長1年間市税等の納付または納入の猶予を受けることができます。

(猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。)

この特例では、担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

### **◆ 対象となる方**

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

#### **① 新型コロナウイルス感染症の影響により、**

令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

#### **② 市税等を一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。**

### **◆ 対象となる市税等**

個人市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

### **◆ 申請手続等**

#### **提出する書類**

徴収猶予申請書(特例用)

※ ご提出いただいた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあります。

#### **[添付書類]**

① 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類

② 財産目録その他の資産および負債の状況を明らかにする書類

③ 猶予を受けようとする日前の収入および支出の実績並びに同日以後の収入および支出の見込みを明らかにする書類

※ 上記書類の例:売上帳や現金出納帳、給与明細、預貯金通帳など

※ 財産目録等の書式が必要であれば、【申請書様式と提出先】から、  
必要なファイル  
【財産目録(特例用)、収支の明細書(特例用)、財産収支状況書(特例用)】を  
ご利用ください

※ 添付書類の提出が難しい場合はご相談ください。

※ 最近において、税務署または年金事務所で同様の特例を許可された方は、税務署等に提出した猶予申請書の写しや猶予許可通知書の写しを添付していただくことで、申請書の猶予額の計算欄の記載や資料の添付を省略することができます。

## ■ 申請の期限

納期限までに申請が必要です。

## ■ 申請方法

### 1 郵送の場合

[郵送先] 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市市民部収納課

### 2 「eLTAX」による電子申請の場合

※ eLTAXを利用した徴収猶予の特例の申請手順は、  
eLTAXホームページ([こちら](#))をご覧ください。

### 3 三次市市民部収納課に持参

※ なお、税理士による代理申請も可能です。

## ■ 徴収猶予の許可または不許可

ご提出された書類の内容を審査した後、市から猶予の許可または不許可について通知します。

## 市民税減免申請の場合

- (1) 次の事由に該当することとなった場合に、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来するものを、軽減し、又は免除します。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき。	全部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき。	全部
障害者となったとき。	10分の9
重篤な傷病を負ったとき。	10分の8
同一生計配偶者が死亡したとき。	10分の8
同一生計配偶者又は扶養親族が障害者となったとき。	10分の6

- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因する消毒等により住宅又は家財について生じた損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上の額である場合に、以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が 10分の3～10分の5	損害の程度が 10分の5以上
500万円以下	2分の1	全部
500万円～750万円以下	4分の1	2分の1
750万円～1000万円未満	8分の1	4分の1

## 法人市民税減免申請の場合

新型コロナウイルス感染症に起因する事情により次の事由に該当することとなった場合に、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

事由	軽減又は免除の割合
廃業又は休業	全部
直近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期比で30パーセント以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が30パーセント以上減少することが見込まれる	10分の5

※ 市内に主たる事業所を有する法人のうち次の(1)又は(2)に該当する法人が対象です。

- (1) 資本金等の額が1億円以下で市内従業者数が50人以下
- (2) 資本金等の額が1千万円以下で市内従業者数が50人を超える

## 固定資産税・都市計画税減免申請の場合

### 【個人の方(個人事業主を含む)を対象】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因する消毒等により家屋又は償却資産の価値の減少等があった場合に、当該価値の減少等が発生した日以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

価値の減少又は毀損の程度	軽減又は免除の割合
10分の8以上	全部
10分の6以上10分の8未満	10分の8
10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因する当該年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減収が見込まれ、次の条件の全部に該当する場合に、以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。(対象は家屋又は償却資産)

ア 事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上

イ 前年の総所得金額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1000万円以下	10分の2

- (3) (1)(2)共に該当するときは、減免の割合が最も大きい基準に従って減免額を算定します。

## 国民健康保険税減免申請の場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者が次の事由に該当することとなった場合に、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

事由	軽減又は免除の割合
生計維持者が死亡したとき。	全部
生計維持者が重篤な傷病を負ったとき。	全部
廃業又は失業したとき。	全部
同一世帯被保険者が死亡したとき。	10分の8
その他市長が認めるとき。	市長が認める割合

- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因する当該年中の事業収入等の減収が見込まれ、次の条件の全部に該当する場合に、以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

ア 事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上

イ 前年の総所得金額が1,000万円以下

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全部
300万円を超え400万円以下	10分の8
400万円を超え550万円以下	10分の6
550万円を超え750万円以下	10分の4
750万円を超え1000万円以下	10分の2

※ 対象保険税額は、次の計算式により算定します。

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

対象保険税額 =  $A \times B / C$

- (3) (1)(2)共に該当するときは、減免の割合が最も大きい基準に従って減免額を算定します。



## 介護保険料減免申請の場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者が次の事由に該当することとなった場合に、当該事由の発生した日以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

事由	軽減又は免除の割合
生計維持者が死亡したとき。	全部
生計維持者が重篤な傷病を負ったとき。	全部
廃業又は失業したとき。	全部
その他市長が認めるとき。	市長が認める割合

- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因する当該年中の事業収入等の減収が見込まれ、次の条件の全部に該当する場合に、以後に納期の末日の到来するものを、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

ア 事業収入等の減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額	軽減又は免除の割合
210万円以下	全部
210万円～	10分の8
※ 対象保険料額は、次の計算式により算定する。 A: 当該第1号被保険者の保険料額 B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 対象保険料額 = $A \times B / C$	

- (3) (1)(2)共に該当するときは、減免の割合が最も大きい基準に従って減免額を算定します。

## 後期高齢者医療保険料減免申請の場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症により世帯の生計を主として維持する者が次の事由に該当することとなった場合に、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

事由	軽減又は免除の割合
生計維持者が死亡したとき。	全部
生計維持者が重篤な傷病を負ったとき。	全部
廃業又は失業したとき。	全部

※主たる生計維持者が死亡した場合、連帯納税義務者又は相続人が申請することができる。

- (2) 新型コロナウイルス感染症に起因する当該年中の事業収入等の減収が見込まれ、次の条件の全部に該当する場合に、次の表に掲げる区分に従い軽減し、又は免除します。

ア 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た当該年中の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み

イ 前年中の所得の合計額が1,000万円以下

ウ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※対象保険料額は、次の計算式により算定する。

A: 当該被保険者の保険料額

B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得の合計額

C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の所得の合計額

対象保険料額 =  $A \times B / C$